

第 1 章

総 論

第 1 節 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 介護保険事業支援計画との整合性
- 4 計画の期間

第 2 節 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針

第1章 総論

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 医療計画制度は、1985年の第一次医療法改正により導入され、本県では1987年8月に「宮崎県地域保健医療計画－展望編」を策定して以来、これまで6次にわたり医療計画を策定し、その推進に取り組んできました。
- 近年、急速な高齢化や社会構造の多様化・複雑化が進む中で、疾病構造の変化や生活習慣病の増加、さらには医療技術の進歩等、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められています。
- こうした背景のもと、それぞれの地域において、県民が安心して暮らすことができるよう切れ目のない医療を受けられる体制の構築を目指し、第7次医療計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

宮崎県医療計画は次の位置付けを持つ計画です。

- 医療法第30条の4に規定する医療を提供する体制の確保に関する計画であり、本県の医療施策の方向を明らかにする基本計画
- 市町村の推進する保健医療行政や、医療機関、各種保健医療関係団体及び県民の活動等の指針を示す計画
- 「宮崎県高齢者保健福祉計画(宮崎県介護保険事業支援計画)」「宮崎県障がい者計画」「宮崎県地域福祉支援計画」等とともに、保健医療福祉行政を進めるための「未来みやざき創造プラン」の分野別計画
- 「健康みやざき行動計画21」及び「宮崎県医療費適正化計画」とともに、医療構造改革を推進するための計画

また、この計画は、県だけでなく市町村や医療関係機関・団体等も含めて、推進すべき施策の方向性を示すとともに、県民の自主的な行動を誘引する性格を持つものです。

3 介護保険事業支援計画との整合性

- 国は、2014年9月に地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築とともに、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第3条に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(以下「総合確保方針」という。)を示しました。

- 総合確保方針では、都道府県医療計画と都道府県介護保険事業支援計画及び地域医療介護総合確保基金に係る都道府県計画との整合性を確保する必要があるとしています。
- 第7次医療計画及び第7期介護保険事業支援計画については、病床の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築を一体的に行うため、各計画の進捗状況に合わせて、これらの整合性の確保を図っていくこととしています。
- 今後、地域医療構想の具体化にあたっては、2025年を見据えた介護施設・在宅医療等の追加的な需要が生じることが想定されますが、本県では現在議論が行われている地域医療構想調整会議を経て、病床の機能分化・連携を進めることとしているため、本計画では追加的な需要のうち、医療機関への意向調査等を踏まえ、現時点で療養病床から介護医療院等への転換意向が見込まれるもののみ反映しています。
- 今後、地域医療構想調整会議の議論の結果を踏まえ、第7次医療計画の中間見直し及び第8期介護保険事業支援計画の策定において、地域医療構想の具体化に伴い生じる追加的な需要の受け皿整備を推進していきます。

4 計画の期間

宮崎県医療計画の期間は、2018年度から2023年度までの6年間とします。

ただし、在宅医療及びその他必要な事項については、3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、医療計画を変更するものとします。

第2節 計画の基本的考え方

1 基本理念

未来みやざき創造プラン(長期ビジョン)における基本目標のひとつである「くらしづくり」を実現するためには、施策の基本方向である「生き生きと暮らせる健康・福祉の社会」づくりに向けて、県民の医療に対する安心・信頼の確保を目指し、それぞれの地域において、安全で質の高い医療を切れ目なく効率的に提供する体制の構築を図ることが必要という観点から、この医療計画の基本理念を次のとおり設定します。

《基本理念》

安全で質の高い医療を切れ目なく効率的に提供する体制の確立

2 基本方針

高齢化の進展に伴い医療需要が増大する中で、医療の担い手不足がさらに深刻化していくことが懸念されることから、限られた医療資源の中で、基本理念である「安全で質の高い医療を切れ目なく効率的に提供する体制の確立」の実現に向けて、関係団体と連携を図りながら、以下の基本方針のもと、各種施策を実施します。

○ 地域を支える医療体制の構築

5疾病・5事業及び在宅医療の全般において、地域で求められる医療体制の整備を図るとともに、「かかりつけ医」と専門医の連携、各医療機関による機能分担・連携の推進等により、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備を図ります。

○ 救急・災害医療体制の整備

救命救急センターや災害拠点病院の整備、ドクターヘリの効果的な運用など、県民が緊急時や災害発生時においても、適切な医療を受けられる体制の整備を図ります。

○ 医療従事者の養成・確保

県民が安心して必要な医療を受けられるよう、地域医療を担う医師の養成、医師のキャリア形成支援と一体的に地域の医療機関の医師確保支援、看護師等養成施設への支援や県立看護大学の教育・研究機能の充実、看護職者に対する各種研修の実施などにより、質の高い医療従事者の養成・確保を図ります。

○ **医療と福祉が連携した在宅医療・介護体制の整備**

在宅医療に対する県民ニーズの増大に対応するため、「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」及び「かかりつけ薬剤師・薬局」や地域の在宅療養支援診療所及び看護・介護サービス事業者等との連携強化を図り、在宅で必要な医療と福祉サービスの総合的・効果的な提供体制の整備を進めます。

○ **医薬品等の安全確保・安定供給の推進**

定期的に医薬品等の製造・販売についての監視指導を行い、医薬品等の安全確保・安定供給を図り、被害発生未然防止等に努めます。

また、高齢化や医療技術の進歩に伴う血液の需要が高まる一方で、少子化に伴う献血可能人口が減少していることから、安定的な献血者の確保に努めます。

○ **県民への情報提供**

各医療機関の機能や役割を県民に周知するため、必要な医療関連情報を分かりやすい形で提供します。

宮崎県医療計画の体系図

